

平成29年度 第1四半期 指摘事項一覧

原子力事業所又は原子力施設名:東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所

作成責任者 統括原子力運転検査官 小林 隆輔

| 番号 | 指摘日 | 事務所 担当者 | 事業者 対応者 | 指摘(要旨) | 事業者 回答日 | 事業者の処置状況 |
|----|------------|----------------|------------|--|------------|-------------------------------------|
| 1 | 平成29年6月21日 | 児玉 久我 木村 | 発電所長 | 東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所における平成28年度安全文化醸成活動の実施状況を踏まえ、当事務所より取組要請事項に係る指導文書を発出した。 | 平成29年8月28日 | 指導文書による取り組み要請事項を反映し、平成29年度の計画を改訂した。 |

平成29年度 第2四半期 指摘事項一覧

原子力事業所又は原子力施設名: 東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所

作成責任者 統括原子力運転検査官 小林 隆輔

| 番号 | 指摘日 | 事務所 担当者 | 事業者 対応者 | 指摘(要旨) | 事業者 回答日 | 事業者の処置状況 |
|----|------------|------------|------------|---|------------|----------|
| 1 | 平成29年9月28日 | 小林 平沢 | 発電所長 | <p>セシウム吸着装置等の汚染水処理設備の運転において、平成28年3月、実施計画に定める運転上の制限(1設備が動作可能であること等)を逸脱していたことが平成29年8月の事業者による調査で判明し、運転上の制限逸脱及び運転上の制限からの復帰を同時に宣言した。</p> <p>セシウム吸着装置は、平成26年11月に実施計画の変更認可を受け、平成27年1月にCs/Sr同時吸着のための2系列運転を開始したことに伴い、実施計画Ⅲ第1編第27条に定める「4系列で1設備」に該当しない状態となったが、設備所管部署は、「1設備」に該当しなくなったことを運転所管部署に明確に伝えておらず、運転所管部署は「1設備」に該当するとの認識のまま運転を継続していたため、運転上の制限を逸脱する状態に至った。</p> <p>設備変更等を行う場合は、保安活動に及ぼす影響を明確にしたうえで、対応内容を関係部署に的確に周知する必要がある。</p> <p>設備所管部門と運転所管部門間の情報共有を徹底するため、改善すべき業務プロセス等について検討し、マニュアル等で明確に定めることを指導文書として発出した。</p> | — | 対応中 |